

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 33):
帰国便のオンライン予約に関する注意/豪州トランジット個別申請等

令和 2 年 4 月 9 日
在オークランド日本国総領事館

1 航空券のオンライン予約にご注意

現在、世界的に航空便の大幅な減便・運休が相次いでおり、オンライン予約サイトが、最新の運航状況を反映できていない状況が散見されます。帰国フライトの選定については、旅行社へご相談することをお勧めします。また、航空券を予約・購入した後も、搭乗予定便の運航状況や、経由地の入国・トランジット制限措置等について頻繁にご確認ください。

実際に、オンラインで航空券を購入したものの、経由地のトランジット規制のために搭乗できなかったという相談が、在ニュージーランド日本国大使館に寄せられています。また、現在運休しており、今後再開すると公式に発表されていないフライトでも、予約ができてしまうものがありますので、十分にご留意下さい。

2 豪州トランジットの個別申請について

現在、オーストラリアは、外国人のトランジット及び入国を禁止していますが、個別に申請することで(下記リンク)トランジットが認められることもあるとされています。実際に、この個別申請が承認され、シドニー経由で日本へ帰国した事例が当館に寄せられています。なお、許可取得者のお話では、書類の形式的な問題(容量が大きすぎる、日本語が含まれる等)や入力方法などが原因で不承認になることもあり、こうした形式面をクリアすることで承認されることもあります。

〈オーストラリア入国制限適用除外申請サイト〉

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

3 帰国のための NZ 国内移動について

現在、NZ国内の移動は厳しく制限されていますが、本国への帰国目的で外国人がオークランド等の国際空港へ移動することは許可されています(詳細は以下リンク)。その際、国内便でオークランド等まで移動することも可能ですが、国内便から国際便への乗り継ぎ時間は24時間以内に制限されています。その間、オークランド等に1泊することは可能です。但し、その場合、常に他の人から2メートルの距離を保つ等アラートレベル4の規制に従うようにしてください。また、滞在予定のホテルに事前に連絡し、滞在が認められるか確認することをお勧めします。

〈帰国のためのNZ国内移動に関するお知らせ〉

https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/resources/NZDomesticMove.pdf

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧ください。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)